

第十一條 該会の會費は月以上滞納するものを督促す

若し之を應じざるは脱會者看做す

但し滞納費を徴す

第十二條 支部員は支部の規約及び決議に違反し若

し之に利益を及ぶる行為アリしは幹事決議

を修り得る

第七章 會計

第十三條 支部は會費八千円を會費毎月 天

前納スルモノトス

第十四條 支部收支決算は幹事の總會に於て報告し承認

を得ルヲ要ス

第十五條 既納の會金及び會費は一割に充てん

第七章 附則

第十六條 此の支那に顧問及び相談役ヲ置クヲ得

顧問及び相談役は各機關ノ諮詢ニ答へ及ビ各會

談ニ別ニ意見ヲ述ベルヲ得

第十七條 本規約の總會ニ於テ出席者過半数ノ同意

ヲ得ルニテ之ヲ改定スルヲ得ス

第十八條 本規約は昭和十四年二月廿九日施行ス

以上